

平成26年4月からペースメーカーや人工関節等を入れた方に対する身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

医療技術の進歩により、ペースメーカー等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることが出来る方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討が行われ、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととなりました。

※1 体内植え込み型除細動器(ICD)を含む ※2 人工骨頭を含む

◎ペースメーカー等を入れた方(心臓機能障害)

平成26年3月まで

平成26年4月から

一律1級に認定

1級、3級、4級のいずれかに認定
※3※4

※3 ペースメーカー等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定

※4 植え込み後、3年以内に再認定を行います。(裏面参照)

◎人工関節等を入れた方(肢体不自由)

平成26年3月まで

平成26年4月から

【股関節・膝関節】
一律4級に認定

【股関節・膝関節】※5
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※6

【足関節】
一律5級に認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※6

※5 肩関節・肘関節も同様です。

※6 術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

◎経過措置

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。

ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

ペースメーカー等の具体的な判断基準

○心臓機能を維持するための機器(ペースメーカー等)への依存度や日常生活の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

1級

- ・機器への依存が絶対的な状態(クラスⅠ)※1でペースメーカー等を体内に入れた方
- ・機器への依存が相対的な状態(クラスⅡ以下)※1でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ※2未満の方

3級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

4級

- ・クラスⅡ以下の状態でペースメーカー等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

※1 日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード

※2 身体活動能力を示す値(運動時の酸素消費量が、安静時の何倍にそうとうするか示す運動強度の単位)

○なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。

○再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。

○体内植え込み型除細動器(ICD)を入れた方も同様の基準を適用します。

○先天性疾患(18歳未満で心疾患を発症した方)により体内に入れた方については、従来どおり1級となります。

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

茨城県保健福祉部障害福祉課

電話 029-301-3368

なお、身体障害者手帳は一部の市(日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、神栖市、行方市、小美玉市)では市で交付事務をしています。